

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連した出席停止について

R2.3.27 現在

- ・感染が判明した場合（医師による治癒証明書が提出されるまで）
- ・濃厚接触者に特定された場合（感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間）
- ・発熱がある場合や健康チェックカード等の健康観察から風邪症状がみられる場合
- ・生徒や保護者が登校について不安を持ち保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合